

○筑波大学長期履修学生に関する法人細則

〔平成18年1月26日〕  
法人細則第1号

改正 平成23年法人細則第33号

平成31年法人細則第5号

令和元年法人細則第19号

筑波大学長期履修学生に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第2条の2第1項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第5条の3第1項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修（学群学則第2条の2第1項及び大学院学則第5条の3第1項に規定する計画的な履修をいう。以下同じ。）を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者（最終年次の者を除く。）とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 育児又は介護を行う必要がある者
- (3) 障害者
- (4) その他相当の事由があると認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、別に定める期日までに、所属する学群、学術院又はグローバル教育院（以下「教育組織」という。）の長に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 長期履修計画書
- (3) 長期履修が必要であることを証明する書類
- (4) その他教育組織の長が必要と認める書類

2 前項第1号、第2号及び第4号の様式は、別に定める。

(許可)

第4条 長期履修は、学群にあつては学群運営委員会、専門学群にあつては専門学群教育会議、学術院にあつては学術院運営委員会、グローバル教育院にあつては教育院会議（以下「運営委員会等」という。）の議を経て、教育組織の長が許可するものとする。

2 長期履修を許可するに当たっては、学年の始めから年単位で行うものとし、別に定める長期履修許可書を交付するものとする。

(期間の変更)

第5条 長期履修学生が、許可された長期履修の期間を変更する必要があるときは、別に定める長期履修計画変更願を提出し、運営委員会等の議を経て、教育組織の長が許可するものとする。許可された長期履修の期間中に休学する場合も同様とする。

(許可の取消し)

第6条 長期履修学生が学生としての本分に反する行為をしたとき又は年度途中で許可の要件を欠くことが判明したときは、教育組織の長は、運営委員会等の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(授業料)

第7条 長期履修学生の授業料の額は、授業料の額が改定されたとき又は長期履修の期間の変更が許可されたときは、その都度、再計算するものとする。

(雑則)

第8条 この法人細則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成18年1月26日から施行する。

附 則 (平23.9.29法人細則33号)

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平31.2.28法人細則5号)

この法人細則は、平成32年4月1日から施行する。

附 則 (令元.12.26法人細則19号)

(施行期日)

1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則(令和元年法人規則第15号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の長期履修学生に係る第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。